

司法試験における途中退出について

司法試験においては、受験者が試験時間中に答案用紙を提出し、当該時間の受験を終了して試験室から退出する途中退出は認められません。

なお、試験時間中、やむを得ない場合に試験監督員の許可を得てトイレや医務室等に行くため試験室を出るときの取扱いについては、変更はありません。発病等の場合は、黙って手を挙げ、試験監督員の指示に従ってください。